

仕 様 書

1 目的

この業務は、恵下埋立地ほか3か所の自家用電気工作物の安全かつ良好な運転状態を保持することを目的とし、次のとおり保安に係る業務(以下「保安管理業務」という。)を行うものとする。

2 設備概要

保安管理業務を行う場所(以下「事業場」という。)及び設備の概要は、別紙1のとおりとする。

3 業務内容等

(1) 受注者が実施する保安管理業務及びこれに伴い発注者が実施する業務は、次の各号によるものとする。

ア 発注者は、別紙1の事業場について受注者の保安管理業務を実施する者(以下、「保安業務担当者」という。)と面接等を行い、その者が保安業務担当者本人であることを確認する。

イ 保安業務担当者は、発注者の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書等に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

ウ 受注者は、自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を発注者に報告すること。点検、測定及び試験の基準等は別紙2のとおりとする。なお、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」という。)の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

エ 発注者は、保安管理業務の結果について保安業務担当者等から報告を受け、その記録(当該業務を実施した保安業務担当者等の氏名を含む。)を確認及び保存する。

なお、受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者及び受注者の双方において、3年間保存するものとする。

オ 受注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する所轄官庁への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

カ 受注者は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

キ 受注者は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

ク 受注者は、保安管理業務を行うにあたり、受注者の責任において、低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置(以下、「絶縁監視装置」という。)を設置することができる。

絶縁監視装置を有する需要設備については、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50mAとする)以上の漏えい電流が発生している旨の警報を(以下「漏えい警報」という。)連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に受注者は、次に掲げる処置を行うこと。

① 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。

② 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

ケ 受注者は、電気事故その他自家用電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合には次に掲げる処置を行うこと。

① 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を、発注者又はその従業員から受けた場合、現状の確認、送電停止、自家用電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

② 事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

③ 事故・故障の原因が判明した場合、同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行う。

④ 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し事故報告するよう指示を行い、報告書の作成等について助言を行う。

コ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

(2) 保安業務担当者は、別紙1の事業場について、広島市電気設備保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施すること。

ただし、次のアからエまでに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者等の監督の下で点

検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者等により確認されているものについては、この限りではない。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次の①から⑤までのいずれかに該当するもの）

- ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- ② 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- ③ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- ④ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- ⑤ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

イ 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次の①から⑤までのいずれかの場所に設置されるもの）

- ① 立入に危険を伴う場所
- ② 情報管理のため立入が制限される場所
- ③ 衛生管理のため立入が制限される場所
- ④ 機密管理のため立入が制限される場所
- ⑤ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

ウ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

エ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

4 保安管理業務に関する受注者の執行体制等

(1) 受注者の体制整備等

ア 受注者は、電気事業法施行規則に規定する要件を満たす資格を有し、かつ電気保安法人の従業員である保安管理業務に従事している者を保安業務担当者として選任すること。

イ 受注者は、保安管理業務の職務のみを専従とした保安業務担当者を選任させ、他の職務に従事させないこと。

ウ 受注者は、保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が、明確な責任の下で当該業務を実施すること。

エ 保安業務担当者は、施設の点検を自ら行うが、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、当該業務の一部を実施させることができるものとする。

オ 保安業務担当者と保安業務従事者は指揮命令関係にあって、点検・報告等の業務分担が明確となっていること。

カ 保安業務従事者は、複数名の保安業務担当者から点検の指示を受けないこと。

(2) 保安業務担当者及び保安業務従事者の資格等

ア 電気事業法施行規則に規定する要件を満たしていること。

イ 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

ウ 受注者は、保安業務担当者及び保安業務従事者の氏名、資格等を証する書類の写し及び受注者の事業所への連絡方法を、書面をもって受注者に知らせる。保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても、同様とする。

(3) 所轄官庁の承認、社員教育等

受注者は、所轄官庁の保安管理業務外部委託の承認を受け、電気保安管理業を営み、電気技術ならびに安全作業に関する教育訓練を定期的実施していること。

(4) 個人情報保護及び適正な管理

受注者は、個人情報保護等の取扱いに関する管理規定を整備・保有し、所要の研修を適宜適切に実施し、当該情報の保護及び管理を適正に行うこと。

(5) 損害賠償

受注者の故意または過失により発注者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、受注者の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではない。

(6) 保安管理業務の換算係数

保安管理業務において契約している換算係数（経済産業省告示249号第3条による。）と当該契約

における換算係数の総和が保安業務担当者ごとに33点未満であること。

5 業務実施にあたっての詳細事項等

(1) 発注者及び受注者の協力及び義務

ア 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

イ 発注者は、点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について受注者に協力するものとする。

ウ 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

(2) 発注者及び受注者の相互の通知

発注者は、次のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を直ちに受注者に通知するものとする。

ア 所管官庁が電気関係法令に基づいて検査を行う場合。

イ 代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合。

ウ 当該業務の対象に掲げる事項を変更した場合。

エ 電気事故その他災害等が発生又は発生するおそれがある場合。

オ その他必要な場合。

(3) 再委託の禁止

受注者は、契約した業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。

(4) 緊急時の即応体制等

受注者は、電気事故等、緊急時における宿直・連絡・応動体制等について明確にし、2時間以内に有資格者による応急措置等の対応を必ず行うことができること。

なお、広域災害時には緊急応動体制を講じるものとし、緊急時における対応に関する規程等を整備し備えていること。

また、その履行を確実なものとするため、電話受付及び故障対応等の営業時間外の従業員就業に関わる就業規則及び当直・当番制度に関わる諸規定を整備し、労働基準監督署等に届け出る等、適切な措置が担保されていること。

(5) 連絡責任者等

ア 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

イ 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

ウ 発注者は、ア及びイによる通知の内容変更が生じた場合は、受注者に変更の内容を通知するものとする。

エ 発注者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

6 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めること。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全確保のため監視者をおいて複数で作業を実施するよう努めること。

(3) 保護具、防護具の使用

高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない。また、防護具、保護具を定期的(6ヶ月に1回以上)に耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。

7 機械器具の管理

(1) 機械器具の保有

業務に使用する機械器具は、電気事業法施行規則第52条の2第2号ロ、経済産業省告示249号第2条に規定された機械器具を保有しなければならない。

(2) 測定機器の校正・誤差試験

業務に使用する次の測定機器(交流電圧計、交流電流計、絶縁抵抗計、接地抵抗計)は国の基準を満

たした方法で校正・誤差試験を実施すること。

(3) 校正・誤差試験結果の記録等

測定機器の校正・誤差試験の周期は1年未満とし、その試験結果の記録を台帳管理すること。なお、合格品は校正試験合格シールを貼付し、実施日を明示すること。

8 報告事項等

(1) 承認書類

受注者は、契約締結後速やかに、次の書類を提出して発注者の承認を受けなければならない(変更があった場合も同様とする。)

ア 現場責任者(保安業務担当者)及び保安業務従事者の氏名及び資格等を証する書類の写し

イ 電気保安管理業務契約状況調書

ウ 到達時間確認書(地区・距離・交通機関等を明記したもの)

エ 緊急時協力体制

オ 保安管理業務以外の職務を兼務しない旨の誓約書

カ 所有機械器具一覧表(校正・誤差試験記録含む)

キ 所有保護具・防護具一覧表(耐圧試験記録含む)

ク 損害賠償保険に加入している場合はその保険証の写し

ケ 労働災害総合保険等に加入している場合はその保険証の写し

コ 法人にあつては次の書類

- ・実績証明書

- ・マネジメントシステム文書(社内規約等)

- ・指揮命令体制及び業務分担表

- ・現場責任者(保安業務担当者)及び保安業務従事者が法人の従業員である証明書(健康保険証等)

(2) 実施計画書

受注者は、広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書を、契約締結後速やかに提出して、発注者の承認を受けなければならない。

(3) 実施報告書

ア 受注者は、広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書を、翌月の10日(3月分については、3月31日)までに提出して発注者の確認を受けるものとする。ただし、通常の点検中に異常を発見したとき及び臨時点検を行ったときには、直ちにその点検結果を報告するものとする。

イ 受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者受注者双方において3年間保存するものとする。

9 費用の負担等

広島市委託契約約款に定める発注者が負担する経費は、次のとおりとする。

(1) 電気料及び水道料

(2) 小修繕の取替等で必要となる機材部品

10 その他

(1) 保安管理業務外部委託承認

受注者は、契約締結後速やかに、所轄官庁に保安管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規程届出書を提出するものとする。

(2) 契約解除

保安管理業務外部委託承認に関する審査基準に適合しない等の理由により、承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合は、発注者はこの契約を解除できるものとする。

(3) その他

当該仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

施設名		所在地	需要設備		非常用予備発電装置	
			設備容量	受電電圧	発電容量	発電電圧
1	恵下埋立地	佐伯区湯来町大字和田	[管理施設] 125kVA [浸出水処理施設] 605kVA	6.6kV	300kVA	6.6kV
2	恵下埋立地浸 出水放流管 No.1マンホール ポンプ	安佐南区沼田町大字阿 戸650番地地先	低圧	210V	43kVA	210V
3	恵下埋立地浸 出水放流管 No.2マンホール ポンプ	安佐南区沼田町大字阿 戸749番地地先	低圧	210V	43kVA	210V
4	恵下埋立地浸 出水放流管 No.3マンホール ポンプ	安佐北区安佐町大字久 地1127番地地先	低圧	210V	43kVA	210V

点検、測定及び試験の基準等

1 点検の種類

- (1) 月次点検
主として対象設備の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
- (2) 年次点検
主として対象設備の運転を停止して行う点検、測定及び試験をいう。
- (3) 臨時点検
異常が発生した場合、もしくは発生の恐れがある場合の原因探求等をいう。
- (4) 工事期間中の点検
設置又は変更の対象工作物の外観点検をいう。

2 点検の実施回数

- (1) 月次点検
点検頻度は、経済産業省「告示第249号」に基づくものとする。
- (2) 年次点検
1年に1回以上行うものとする。
- (3) 臨時点検
必要の都度実施するものとする。
- (4) 工事期間中の点検
毎週1回以上行うものとする。

3 点検の方法

- (1) 月次点検時の外観点検
次に掲げる項目について運転中の対象設備を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、嗅覚及び温度計等により点検することをいう。
 - ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ② 電線と他物との離隔距離の適否
 - ③ 機械器具、配線の取付け状況及び過熱の有無
 - ④ 接地線等(保護管含む)の保安装置の取付け状態
- (2) 年次点検時の外観点検
上記点検の他、手指を接触させて点検することをいう。

4 その他

- (1) 受注者は、月次点検のほか、受注者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこと。
- (2) 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

5 対象設備の点検、測定及び試験項目

対象設備		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
引込設備	区分開閉器等） 引線及び支持物（電柱） 避雷器 接地工事（接地線・保護管等） 接地	外観点検	○	○	必要の都度 ^{※1}
		絶縁抵抗測定	—	○	
		保護継電器動作特性と連動試験	—	○	
		接地抵抗測定	—	○	
受変電設備	断開遮避 路閉断雷 器器器器器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定	—	○	
		保護継電器動作特性と連動試験	—	○	
		絶縁油の点検・試験	—	—	
		内部点検	—	—	
		機能試験（VCBの真空度確認等）	—	—	
備（第二受変電設備含む）	計器用変成器線・支線・支持物 電力ヒューズ・容量 力のコンデンサ・リアクトル その他高圧機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定	—	○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		漏洩電流・温度測定	○	○	
		絶縁抵抗測定	—	○	
		絶縁油の点検・試験	—	—	
	受配電盤	外観点検	○	○	
		負荷電圧・電流測定	○	○	
		保護継電器動作特性と連動試験	—	○	
	接地工事 （接地線・保護管含む）	絶縁抵抗測定	—	○	
接地抵抗測定		—	○		
受電室・電気室の建物、 キュービクル外箱、保護柵	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定	—	○		
配電設備	開配電閉線器 線及び支持物（電柱） ケ一ブ 接地工事（接地線・保護管等） 接地	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定	—	○	
		保護継電器動作特性と連動試験	—	○	
		接地抵抗測定	—	○	

負荷設備	配線及び配線器具等 開閉器 照明器 低圧機器 接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○	○	必要の都度 ^{※1}
		絶縁抵抗測定	—	○	
		接地抵抗測定	—	○	
非常用予備発電装置	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	
		保護装置動作試験		○	
		始動停止試験	○	○ ^{※2}	
	発電機及び励磁装置 （接地線・保護管含む）	外観点検	○	○	
		発電電圧・周波数等測定	○	○	
		絶縁抵抗測定	—	○	
	蓄電装置 （負荷設備低圧機器等に準ずる）	液量点検	○	○	
		電圧・比重・液温測定	—	○	
	開閉器・遮断器・配電盤・キュービクルの外箱	受変電設備に準ずる	同左	同左	
	絶縁監視装置	外観点検	○	○	
設定値確認・検知動作試験		○	○		
自動伝送試験		○	○		
設定値の誤差確認		—	○		

※1 必要の都度とは、過去の実績と使用環境状況を参考に、点検時期を定めることをいう。

※2 自動で起動及び停止を行うことを確認すること。